

かめやま

2024 MAR
3 / 16
No.441

お知らせ版

主な内容

- 暮らしの情報BOX 1
- 令和6年4月から、市の組織・機構が変わります 3
- 令和6年度は固定資産の「評価替え」の年です 4
- 広報ガイド(4月) 9
- 一次救急当番医(4月) 10

 **暮らしの情報BOX** 

 **もよおし**

**らくらく
ディスクストレッチ**

関B & G海洋センター
(☎96-1010)

バランスディスクを使用したストレッチにより、骨盤と体のバランスを調整し、リラックス効果とストレスのない体づくりを目指します。

とき 4月12日～6月7日の
毎週金曜日(5月3日を除く全
8回) 午前10時～11時

ところ 関B & G海洋センター
ミーティングルーム

対象者 18歳以上の人

定員 10人(先着順)

参加費 4,800円(スポーツ保険料含む)

持ち物など 飲み物、動きやすい
服装

受付開始日時 3月17日(日)
午前8時30分～

申込方法 参加費を持参の上、関
B & G海洋センターへお申し
込みください。

地が遠くにある人でも、最寄りの市区町村の窓口にとまとめて請求できます。本人の戸籍証明書だけでなく、夫または妻(配偶者)、父母・祖父母などの直系尊属、子・孫などの直系卑属の戸籍証明書が請求できます。

なお、請求するには、請求できる人が窓口にお越しいただく必要があります(委任状、代理人請求はできません)。また、顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)の提示が必要です。

※コンピュータ化されていない戸籍証明書は除きます。

※平日のみ受け付けています。
詳しくは、法務省ホームページ
([URL https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html))
をご覧ください。

定員 10人(先着順)

参加費 無料

持ち物 母子健康手帳

受付開始日 3月25日(月)

申込方法 子ども未来課母子保健グループへ電話または直接お申し込みください。

※申込時に簡単な問診をします。

離乳食教室

子ども未来課母子保健グループ
(あいあい ☎98-5003)

とき 4月17日(水)

午前9時30分～11時30分

ところ あいあい1階集団指導室

内容 主に生後5カ月～8カ月ごろの乳児を対象とした離乳食の作り方の説明とデモンストレーション

対象者 市内に住所を有する乳児の保護者、妊婦

定員 10人(先着順)

参加費 無料

持ち物 母子健康手帳、エプロン、手ふき用タオル、筆記用具

申込期間 3月22日(金)～4月3日(水)

申込方法 子ども未来課母子保健グループへ電話または直接お申し込みください。

 **お知らせ**

**戸籍証明書の請求が
便利になりました**

市民課戸籍住民グループ
(☎84-5003)

3月1日から、戸籍証明書などの広域交付が始まりました。本籍

 **各種検診・教室**

妊婦教室

子ども未来課母子保健グループ
(あいあい ☎98-5003)

とき 4月8日(月)

午前9時30分～11時30分

ところ あいあい1階集団指導室

内容 赤ちゃん訪問などでおくある相談についての話

対象者 市内に住所を有する妊婦とパートナー





募集

総合型地域スポーツクラブ 「ENJOYスポーツかめ亀クラブ」 令和6年度の会員募集

ENJOYスポーツかめ亀クラブ
(宮坂 ☎090-9121-9409)
楽しく体を動かし、心身ともに健康になりましょう。

ニュースポーツ

とき 毎月原則第3日曜日(初回は4月21日で、8月と2月を除く全10回)午前10時～正午(初回は午後1時30分～3時30分)
ところ 東野公園体育館

ノルディックウォーキング

とき
①第1・3水曜日(初回は4月3日)
②第2・4水曜日(初回は4月10日)
(①、②とも8月と2月を除く全20回)午前9時30分～11時30分

ところ
①亀山サンシャインパーク
②亀山公園

健康体操

とき 毎週木曜日(初回は4月4日で全50回)午前10時～11時15分
ところ 川崎地区コミュニティセンター

共通事項

対象者 小学生以上で市内在住または在勤の人
参加費 年会費(小・中学生…1,000円、高校生～64歳…3,000円、65歳以上…2,000円)と各教室の受講料が必要です(スポーツ保険料含む)。
※教室の初回に持参してください。
申込方法 ENJOYスポーツかめ亀クラブへ電話で申し込むか、スポーツ推進グループ(あいあい)に備え付けてある入会申込書に必要事項を記入の上、スポーツ推進グループへ提出してください。

令和6年度

市ホームページバナー広告を募集しています

市では、市が運用するホームページを広告媒体として活用することにより、新たな財源の確保を図るため、トップページにバナー広告枠を設置しています。
バナー広告に関する申し込みや問い合わせは、広告の申込・問合せ先へご連絡ください。

- 広告の位置** 市ホームページトップページの下部
※掲載位置については指定できません
- 広告枠の数** 14枠(2行7列)
- 広告の規格** 大きさ:縦60ピクセル×横120ピクセル
形式: GIF、JPEGまたはPNG
データ容量: 6KB以下
- 掲載期間** 令和6年度(4月1日～令和7年3月31日)
※1件について、1カ月単位で掲載できます。

広告の申込・問合せ先
(株)ジチタイアド
地方協創事業部 中部支社
電話番号 092-716-1401
メール br-chubu@zaigenkakuho.com



問合せ先 広報秘書課広報グループ(☎84-5021)

令和6年4月から 市の組織・機構が変わります

ねらい

問合せ先 総務課人事給与グループ(☎84-5031)

国の子どもに関する政策動向の加速に併せ、すべての妊産婦、子育て世帯および子どもに対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置など、子どもに関する事項を強力に推し進める体制とします。

また、市の財政運営面において、持続可能な財政基盤の確立とさらなる「第3次亀山市行財政改革大綱」の積極的な推進を図るため、より効果的な体制とします。



具体的内容

- ①子どもに関する事項を強力に推進するため、子ども未来部を新たに設置します。
- ②行財政改革を積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、一部組織を再編します。
- ③新型コロナウイルスワクチン接種室を廃止します。

部	課	グループ	主な業務内容	電話番号	場所
政策部	DX推進室		ICT利活用、情報関連機器等の管理	84-5032	本庁
総務 財政部	財務課	財政行革グループ	予算編成、財政計画、市債、地方交付税、行財政改革	84-5030	
健康 福祉部	健康 政策課	健康都市推進 グループ	健康都市施策推進、総合調整、健康都市連合	98-5001	総合 保健福祉 センター 「あいあい」
		スポーツ推進 グループ	スポーツ推進、スポーツ関係事業の計画・実施、各運動施設・関B & G 海洋センター	98-5002	
		健康づくりグループ	健康づくり推進、健康増進事業、感染症予防	84-3316	
地域 福祉課	福祉総務グループ	生活保護、民生委員・児童委員、施設管理、社会福祉法人認可、社会福祉協議会等団体連絡調整	84-3311		
	高齢者支援グループ	高齢者福祉、鈴鹿亀山地区広域連合、シルバー人材センター連絡調整	84-3312		
	障がい者支援 グループ	障がい者福祉、難病患者福祉	84-3313		
子ども 未来部	子ども 政策課	子ども総務グループ	子ども・子育て支援事業の計画、子育て支援・母子父子家庭支援	84-3315	
		保育サポート グループ	保育所・幼稚園等の予算・施設管理、放課後児童クラブ	96-8822	
	子ども総合 支援課 亀山市 こども家庭 センター	母子保健グループ	母子保健、予防接種(19歳まで)、子育てコンシェルジュ、女性相談・支援	98-5003	
		子ども家庭グループ	児童虐待・養育等相談・支援、ヤングケアラーの予防的支援	83-3715	
	子ども支援グループ	子どもの発達等に関する相談・支援	83-2425		
	保育所・幼稚園・認定こども園	保育所・幼稚園・認定こども園の運営	96-8822		

市の組織の再編による部署(部・課)配置のお知らせ(総合保健福祉センター「あいあい」)

問合せ先 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい☎84-3311)



【1階】※1 トレーニング室が子ども未来部執務室へ変更

【2階】※2 視聴覚室が書庫へ変更 ※3 生きがい工作室がボランティアルームへ変更
※4 居場所・就労支援機能の設置を検討中です。

令和6年度は 固定資産の 「評価替え」の年です

土地と家屋の固定資産税・都市計画税は、3年ごとに評価額の見直しを行っており、これを「評価替え」と言います。

資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直すことで、税負担の公平性を保っています。

問合せ先 税務課資産税グループ (☎84-5010)

■固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その資産価値に応じて納める税です。

土地と家屋にかかる固定資産税は、「評価額」（国が定めた固定資産評価基準によって評価した価格）をもとに課税されます。

また、都市計画税とは、都市計画区域内に所在する土地と家屋の所有者に課税され、その区域で行われる都市計画事業に要する費用に充てるための目的税です。

亀山市では、固定資産税と都市計画税が市税全体の収入の約60%を占め、市のサービスや事業を支える貴重な財源になっています。



土地の評価

土地の価格は、令和6年度に新たに評価した価格を3年間据え置くことが原則ですが、評価替え以外の年度でも地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行います。

① 評価額を決定します

土地の評価は、固定資産評価基準によって地目別に定められた評価方法で行います。今回の評価替えでは、特に「駐車場」、「材料置場」や「太陽光発電施設用地」等の「雑種地」について、より適正な評価となるよう評価額を見直しています。

② 評価額に対し特例の適用などを行い、課税標準額を求めます

代表的な特例としては、住宅用地に対する特例が挙げられます。住宅用地に対する特例とは、住宅やアパートなどの人が住むための家屋の敷地（その家屋の床面積の10倍を超える部分は除く）は、その面積の広さによって「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けて特例措置が適用され、税額が軽減されるものです。

◆小規模住宅用地・・・200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）

課税標準額は、固定資産税が評価額の6分の1、都市計画税が3分の1の額

◆一般住宅用地・・・「小規模住宅用地」以外の住宅用地

課税標準額は、固定資産税が評価額の3分の1、都市計画税が3分の2の額

たとえば、300㎡の住宅用地（1戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が「小規模住宅用地」で、残りの100㎡分が「一般住宅用地」となります。

③ 税額を計算します

①、②から算出された課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\text{土地の税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.3\% \end{array} \right)$$

家屋の評価



家屋の評価は、固定資産評価基準によって再建築価格（今、同じ建物を建てたら建築費はいくらになるか）を基準とする評価方法で行います。

評価替えでは、前回の評価替えから3年分の建築物価の変動割合と経年減点補正率を反映して評価額を見直します。家屋の評価額は、増改築や取り壊しなどが無い限り、令和6年度～令和8年度の3年間は据え置かれます。

① 再建築価格を決定します

令和6基準年度の再建築価格は、令和3基準年度のものに建築物価の変動割合を乗じて算出します。

建築物価の変動割合とは、令和3基準年度と令和6基準年度の建築物価の変動を比べた指数です。今回は、建築物価が令和3基準年度よりも上昇したため、木造家屋で111%、非木造家屋で107%となっています。

$$\text{令和6基準年度の再建築価格} = \text{令和3基準年度の再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合}$$



② 家屋の経過年数を反映します

家屋は古くなるため、新築からの経過年数を評価額に反映させます。経年減点補正率と呼ばれるもので、評価替えごとに数値は低くなります。ただし、家屋が存在する限りは使用価値があるため、最低の数値（0.20）となった後は据え置かれ、評価額は0円になりません。最低の数値になるまでの期間は、一般的な木造住宅で約25年、鉄骨造りの住宅で約40年です。

$$\text{家屋の評価額（課税標準額）} = \text{令和6基準年度の再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$



③ 税額を計算します

①、②から算出された課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

※前年度の課税標準額を上回る場合は、引き上げられることなく前年度の課税標準額に据え置かれます。

$$\text{家屋の税額} = \text{家屋の評価額（課税標準額）} \times \text{税率（固定資産税 1.4%、都市計画税 0.3%）}$$

<縦覧帳簿の縦覧>

土地・家屋価格等縦覧帳簿により、自己が所有する土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較し確認することができます。

縦覧期間 4月1日(月)～30日(火)
(土・日曜日、祝日を除く開庁時間内)

縦覧場所 税務課資産税グループ
対象者 市内にある土地または家屋にかかる固定資産税の納税者（土地の所有者は土地、家屋の所有者は家屋の縦覧に限る）

縦覧手数料 無料

※台帳の複写、写真撮影などは不可

必要なもの 運転免許証など本人確認ができるもの

<課税台帳の閲覧>

固定資産課税台帳により、自己が所有する土地や家屋の所在地、評価額や税額などが閲覧できます。

閲覧期間 通年(土・日曜日、祝日を除く開庁時間内)

閲覧場所 本庁：税務課資産税グループ
関支所：地域サービス室

対象者 納税義務者や借地・借家人など(申請人にかかわる固定資産に限る)

閲覧手数料 4月1日(月)～30日(火)は無料

※この期間以外の閲覧は1件につき300円

必要なもの 運転免許証など本人確認ができるもの
※借地・借家人の場合は、借地・借家に関する契約書など

<課税明細をご確認ください>

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月に発送を予定しています。納税通知書には、課税明細書が添付されています。これは、納税者に課税内容を知っていただくとともに、課税誤りを防止するためのものですので、必ずご確認ください。

住みよいまちづくりに向けて、市長と語り合いませんか？

キラリまちづくりトーク(市民編)

「キラリまちづくりトーク(市民編)」では、市長が市民グループや企業などの集まりに出向き、ご希望のテーマについて対談を行います。皆さんとの対話を通じて、情報の共有や相互理解を深め、「協働」によるまちづくりを推進することを目的にしています。

キラまちトーク
募集! ✨



開催期間 4月～令和7年2月(6月、9月、12月の議会開催月を除く)で、平日の午後9時まで

※開催時間は1団体につき1時間30分以内

対象者 市内に在住または在勤する人で、5人以上で構成される団体やグループなど

※1団体につき開催期間内に1回の開催とします。

申込方法 開催を希望する日の20日前までに、申込書に必要事項を記入の上、広報秘書課広報グループへお申し込みください。

開催の決定・変更

▷開催の決定は、申込書の受付後10日以内に申込者へ開催決定通知書を送付して通知します。

▷開催決定後であっても、やむを得ない事態等が発生したときは、日程変更などを相談させていただく場合があります。

開催場所 会場の確保、参加者への周知などは、申込者で行ってください。原則として、市内の会場での開催をお願いします。

申込書 申込書は、広報グループ(本庁2階)、関支所、あいあい、加太出張所、市民協働センター「みらい」、各地区コミュニティセンター、関文化交流センター、関町北部ふれあい交流センター、鈴鹿馬子国会館にあります(市ホームページからもダウンロード可)。

その他

▷当日の司会進行は、申込者をお願いします。
▷ご希望のテーマについて対談するとともに、情報の共有や相互理解を深め、「協働」によるまちづくりの推進を目的にしていますので、苦情などをお聴きする場でないことをご理解願います。

問合せ先 広報秘書課広報グループ (☎84-5021)

行政からのお知らせや地域のイベント情報などを放送！



ご覧ください！

行政情報番組「マイタウンかめやま」

放送時間 午前6時～深夜0時(30分番組(文字情報を含む)を繰り返し放送)

番組更新日 毎週金曜日

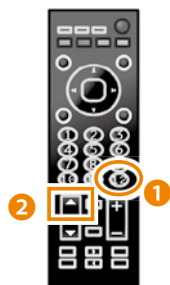
チャンネル番号 123ch
(ZTV コミュニティチャンネル)

番組の視聴方法 ～テレビのリモコン操作方法～

① 「12」のボタンを押す

② 「選局ボタン」を1つ進める

※選局番号(3桁入力)を「123」に合わせる、または電子番組表から選択しても番組を視聴できます。(テレビの機種によって対応していない場合あり)



視聴はケーブルテレビへの加入が必要です。
広報秘書課広報グループ(☎84-5021)では、放送を録画したDVDの貸出も行っています。

3月15日(金)～21日(木)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX「亀山ブランド第3弾」
- エンドコーナー「市内の風景①」

3月22日(金)～28日(木)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX「歴史ひろば『今年は開館30年 Playback! 亀山市歴史博物館』」
- エンドコーナー「市内の風景②」

※午前6時から深夜0時まで、30分番組(文字情報を含む)を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

考えてみよう!

共生



人権

男女共同参画

多文化共生

文化課 人権・ダイバーシティグループ
(☎96-1224)

市内には現在、約36カ国の国籍を持つ2,412人(令和6年2月1日現在)の外国人が生活し、人口の約4.9%を占めています。

《市内在住外国籍の人の内訳》



ブラジル:700人



ベトナム:525人



インドネシア:249人



フィリピン:205人



中国:181人



ペルー:92人



ボリビア:73人



スリランカ:68人



その他:319人

これら外国人は、まちづくりの担い手として、また、多様性を生かして地域を活性化させるために市内でともに生活しています。

しかしながら、文化の違いや言葉の壁によるコミュニケーション不足などから、外国人との共生が十分に図られていないケースがあります。もし、自分が言葉の通じない外国で生活していたら、ごみの分別のこと、急な病気のときに受診する病院のこと、災害が起きた時に避難する場所のことなど分からないことばかりではないでしょうか？

市役所の手続きで分からないときの通訳や日常の困りごとに関する相談は、文化課人権・ダイバーシティグループへお問い合わせください。

ほかにも、外国人を対象とした日本語教室を開催しています。皆さんのお近くに日本語を勉強したい人がいたら、ぜひ「亀山日本語教室」をご紹介します。令和6年度の「亀山日本語教室」の開催日程が決まりましたら、市ホームページ(URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018111900018/>)などでお知らせします。



三重県立美術館ボランティア「櫻の会」会員募集

三重県立美術館で活動するボランティア団体の会員を募集します。

活動内容 来館者の対応、文献資料の整備など

対象者 次のすべてに該当する人
▷18歳以上(高校生を除く)で、月4回(その内1回は半日)以上活動できる人

▷5月11日(土)、18日(土)午前10時～午後3時の養成講座をいずれも受講できる人

募集期間 4月1日(月)～30日(火)(消印有効)

応募方法 往復はがきに郵便

番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、三重県立美術館ボランティア「櫻の会」(〒514-0007 津市大谷町11)へお申し込みください。

問合せ先 三重県立美術館ボランティア「櫻の会」(☎059-227-2100)



令和6年 犯罪発生状況



1月末現在・亀山署管内 刑法犯(窃盗、詐欺、傷害など)認知状況(暫定)

総数	江ヶ室交番	関交番	昼生駐在所	川崎駐在所	野登駐在所
13件(-4件)	7件(-3)	3件(-1件)	1件(+1件)	2件(±0件)	0件(-1件)

※()内は昨年同期比の増減数

特殊詐欺被害 激増! ~自分は大丈夫と思わないで~

令和5年中特殊詐欺発生状況(暫定数)

【三重県内】 発生 274件 被害額 約7億760万円(昨年比:発生 +132件、被害額 +約3億3,120万円)

【亀山署管内】 発生 19件 被害額 約1,120万円 (昨年比:発生 +16件、被害額 +約580万円)

※発生は、認知件数です。

◆こんな電話やメール等に要注意◆

○「携帯電話の番号が変わった」

家族になりすまし「携帯電話番号が変わった」という電話をし、犯人の電話番号を登録させ、後日、再び電話をして、お金を振り込ませる手口です。

○「銀行口座が悪用されている」

警察や公的機関がお金やカードを預かったり、暗証番号を聞くことはありません。

○「ATMで還付金が受け取れます」

ATMで還付金を受け取ることは絶対にできません。

○「サイト利用料が未納。退会には手数料が必要」

確認のため、メール送信元に折り返し連絡をすると、電子マネーを購入させられ、支払いを請求されます。事業所や公的機関が電子マネーを購入させることはありません。電子マネーのID番号や暗証番号を聞くこともありません。

詐欺被害はもう「他人事」ではありません。「私は引っ掛からない」という油断が落とし穴です。防犯機能付き電話機を利用したり、在宅中も留守番電話に切り替えて詐欺犯との接触を避け、被害防止に努めてください。

亀山地区防犯協会・亀山警察署 (☎82-0110)



●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月			テニス
火			バドミントン
水		卓球、	バスケットボール
木		バドミントン、	ハンドボール
金		バスケットボール、	バドミントン
土		ソフトバレー	卓球、バドミントン
日			卓球、バドミントン
			バスケットボール

個人使用デー 4月8日(月)～12日(金)

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月			卓球、バドミントン
火		卓球、	バドミントン、ニュース
水		バドミントン、	スポーツ(ソフトバレー含む)
木		バスケットボール、	バスケットボール
金		ソフトバレー、	バスケットボール
土		ニューススポーツ、	卓球、バドミントン
日		バレーボール	バスケットボール
			卓球、バドミントン

個人使用デー 4月15日(月)～19日(金)

<施設利用時間>

午前	9:00～12:30 (12:00)
午後	13:00～17:30 (17:00)
夜間	18:00～21:30

※()は関B & G海洋センターのプール

<施設利用料金>

一般	100円 (200円)
中学生以下	50円 (無料)

※()は関B & G海洋センターのプール

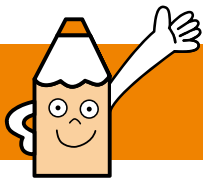
●関B & G海洋センター (☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出しは行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐときは、保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設へお問い合わせください。



広報ガイド

4月

子育て支援センターの催し

亀山子育て支援センター「あいあいっこ」 ☎84-3314

マミーズおはなしボックス

19日(金) 10:30~11:00

おりがみだいすき(先着10組)

22日(月) 11:00~11:30

ひよこくらぶ(手遊び、リズム遊び等)

26日(金) 10:30~11:00

関子育て支援センター「あすれっこ」 ☎96-0203

ぽっぽくらぶ(手遊び、リズム遊び等)

23日(火) 10:30~11:00

おはなしの会シュシュ

25日(木) 10:30~11:00

「あいあいっこ」「あすれっこ」共通内容

※申し込みは不要です。当日開始時間までに集合してください。

野登ルンビニ園支援センター「のんの」 ☎85-8030

ベビーマッサージ講座(先着7組)

11日(木)、25日(木) 10:00~10:30

※飲み物、バスタオルを持参してください。

けんちゃんの人形劇(はらぺこあおむし)、

遊ぼうデー「こいのぼりを作ろう」

17日(水) 10:00~11:00

※事前申し込み不要

親子フラワーアレンジメント講座(先着7組)

24日(水) 10:00~10:30

お誕生会に参加しよう(身体測定あり)

26日(金) 10:00~10:30

※どなたでも参加できます。

※すべて電話または来館しての申し込みが必要(人形劇、遊ぼうデーは申込不要です)。

亀山愛児園「コスモス倶楽部」 ☎090-1566-1523

親子タイム(絵本を読もう)

10日(水) 11:30~11:45

親子タイム(こいのぼりを作ろう)

16日(火) 10:30~11:30

4月生まれのお友達のお誕生会・身体測定

26日(金) 10:30~

※どなたでも参加できます。

※4月生まれのお子さんは、事前にご連絡ください。

川崎愛児園「なぎの木」 ☎85-8018

紙芝居を楽しもう 9日(火) 10:00~11:00

できるかな、やってみよう(身体編)

16日(火) 10:00~11:00

どれだけ大きくなったかな(身体測定)

23日(火) 10:00~11:00

保健だより

子ども未来課母子保健グループ ☎98-5003

育児相談

3日(水) 9:30~10:30 あいあい

※母子健康手帳・バスタオルを持参。

1歳6カ月児健診

25日(木) あいあい

※令和4年9月の出生児対象。受付時間は個人通知します。

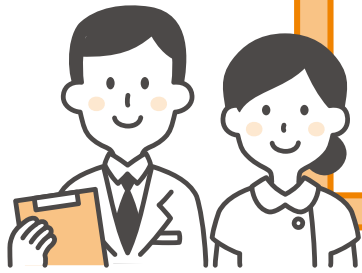
3歳児健診

18日(木) あいあい

※令和2年10月の出生児対象。受付時間は個人通知します。

各種相談

人権相談 人権擁護委員による相談 (当日電話相談可)	8日(月)	13:00~15:00	本庁1階市民対話室 ☎96-1224 (電話相談) ☎82-1111
	18日(木)	13:00~15:00	
	30日(火)	13:00~15:00	関支所1階応接室1 ☎96-1224 電話相談の場合も同じ
行政相談 行政に関わる意見、要望、 困っていることなどの相談	9日(火)	13:00~15:00	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
法律相談 弁護士による相談。 予約制(1カ月前から受付)	17日(水)	13:30~15:50	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
	30日(火)	13:00~16:30	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
心配ごと相談 生活上のあらゆる心配ごと、困り ごと相談。予約制(当日申込可)	12日(金)	13:00~15:00	あいあい1階相談室1 ☎82-7985
	26日(金)		
心配ごと相談 (元公証人による相談) 相続、遺言、離婚、賃貸借等の相談。 予約制(当日申込可)	12日(金)	13:00~15:00	あいあい1階相談室2 ☎82-7985
	26日(金)		
成年後見等の法律相談 成年後見、権利擁護に関する弁護士 による相談。予約制(当日申込可)	30日(火)	10:00~12:00	あいあい1階相談室2 ☎82-7985
子ども医療相談 児童精神科医による相談	25日(木)	13:50~17:00	あいあい2階 ☎83-2425
療育手帳の相談・判定 児童相談所職員による相談・判定	8日(月)	9:10~15:50	あいあい2階 ☎83-2425
家庭児童相談 ※子ども虐待やDVなどを含む	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~17:00	あいあい2階 ☎83-2425
無料住宅相談 (偶数月開催) 増改築相談員による相談	18日(木)	13:00~16:00	井田川地区北 コミュニティセンター ☎84-5038
市民活動なんでも相談 市民活動に関するあらゆる相談。 予約制	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~17:00	本庁1階 まちづくり協働課窓口 ☎84-5008
青少年相談 ※ニートやひきこもりなど青少年 の自立支援	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~17:00	青少年総合支援センター ☎82-6000
消費生活問題の相談 消費生活専門相談員による相談	月~金曜日 ※祝日を除く	10:00~17:00 電話相談は 9:00~17:00	鈴鹿亀山消費生活センター ☎059-375-7611



一次救急当番医

4月

※夜間時間外応急診療や休日の当番医は、市ホームページでも案内しています。 問合せ ☎82-1111 (市役所代表)

事前に、各医療機関へ必ず電話をしてから受診してください

●夜間時間外応急診療(日曜日・祝日を除く) 【診療時間】 午後7時30分～10時(受付:午後7時～9時30分)

市内内科系医師と市立医療センターの当番制で、夜間時間外の一次応急診療を実施しています。

◎月・水・木・金・土曜日

亀山市立医療センター

〒519-0163 亀田町466番地1
電話 83-0990 FAX 83-0306

◎火曜日

みえ呼吸嚙下リハビリクリニック

〒519-0171 アイリス町14番地7
電話 84-3536 FAX 84-3537



●日曜日・祝日の当番医 【診療時間】 午後1時～7時30分(受付:午後1時～7時)

日	医療機関名	所在地	電話番号
7日(日)	あのだクリニック	阿野田町1675番地2	☎ 83-1181
14日(日)	伊東医院	野村三丁目19番31号	☎ 82-0405
21日(日)	かつき内科	東町一丁目2番19号2	☎ 84-5858
28日(日)	とら整形クリニック	江ヶ室二丁目4番21号	☎ 84-1700
29日(月・祝)	ハッピー胃腸クリニック	本町二丁目9番33号	☎ 82-0017

急な子どもの病気の電話相談

みえ子ども医療ダイヤル

子どもの病気・薬・事故に関することについて、医療関係の専門相談員が電話による相談を実施しています。

#8000 または
☎059-232-9955

(受付:平日、土曜日は 午後7時30分～翌朝8時
日曜日、祝日、年末年始は24時間対応)



医療機関の照会

三重県救急医療情報センター

[今、診てもらえる医療機関]を24時間365日案内しています。
※深夜などは、お問い合わせに対して最寄りの医療機関を紹介できない場合があります。

☎059-229-1199
(受付:終日)



医療ネットみえ

県ホームページからも、受診可能な医療機関や、県内医療機関の詳細な情報などを検索できます。

医療ネットみえ

検索

- ◆夜間・休日などの当番医療機関は、急病に対するもので、担当医師の専門分野以外の症状には、対応できない場合があります。
- ◆健康保険証、医療費受給資格証(子ども医療費など)、診療費、お薬手帳(または服用している薬)を必ずお持ちください。